

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、翌日
の翌日)

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

◇告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

解除予定の保安林にする旨の通知

〃

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催

土地改良区の役員 の就退任

公共測量の実施

土地の用途廃止

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇公 告 昭和四十二年度第二回高压ガス販売主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年七月二十五日

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採点表用
井崎医院分院	鳥取市吉方 八二〇	肛門科、外科、 内科、胃腸科、 呼吸器科	井崎 太郎	昭和四十二年 七月十一日	乙表 点数表
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町 六三の六	耳鼻咽喉科、 気管食道科	中尾 徳明	〃	〃
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市京町 一八五	眼科、耳鼻咽喉科	立川 武	〃	〃
三代歯科診療所	倉吉市上井町 二二二	歯 科	三代 一成	〃	〃
池田薬局	鳥取市今町一 丁目四〇	〃	池田雄次郎	〃	〃

鳥取県告示第五百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字佐貫字大智谷一六四五の一、一六四五の一五

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字佐貫字若桑谷一六四八の一六

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(一) 解除の理由

指定理由の消滅

三 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市宍宜谷字堀越五九の四、五九の五

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

四 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字新井字工塚谷一〇三の二、四二八の三

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

五 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字二夕股三一八九の二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

六 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三九の二、字向山北側四五の一

(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、四五の三、四

五の九

(一) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

七 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山北側五五の二から五五の四まで

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

八 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市高住字村土居一〇七五、一〇七六の一、一〇七六の二、一〇七六の四、一〇七六の五、一〇七八

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

九 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字白浜六八八の一〇、六八八の一、六八九の八

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字峠根山七二八の一、七二八の二、七二八の一〇、七三四(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、七二八の三から七二八の二三まで、七二八の二五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日時 昭和四十二年八月十八日 午後一時

二 場所 八頭郡郡家町郡家

八頭地方農林振興局会議室

三 案件 郡家鳥獣保護区(仮称)の設定について

四 公聴会開催に関する問合わせ先 鳥取県農林部造林課

鳥取県告示第五百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大山開拓名和町地区土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事	西吉虎太	西伯郡名和町大字豊成
"	足立照美	門前
"	池口重太郎	東坪
"	村木新三郎	小竹
"	林中弘光	加茂
"	古好莊治	高田
"	鷺見保	門前
"	松原鉄治	"

“ 字下古川留番地先から留番一地先まで	九五・八一	道路敷
“ 留番地先から留番番地先まで	一二三・二五	“
“ 留番地先から留番番地先まで	七三・六五	水路敷
“ 字上古川留番地先から留番一地先まで	七八・七四	“
“ 字上道端留番一地先	九九・五六	“
“ 字下道端留番地先から留番番地先まで	二二三・八七	“
“ 字上古川留番番地先	一〇一・〇八	道路敷
“ 字下古川留番番地先から留番番地先まで	二二〇・七一	“

鳥取県告示第五百七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十二年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県鳥取警察署 鳥取市吉方二七四」を「鳥取県鳥取警察署 鳥取市田島二二六の一」に改める。

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和42年度第2回高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和42年7月25日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	科 目	時 間
高圧ガス第1種販売主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令 高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術	9時30分から 10時39分まで 10時40分から 12時10分まで
高圧ガス第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時40分から 12時10分まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和42年8月27日(日曜日)

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

(1) 受験願書

高圧ガス作業主任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則(昭和41年通商産業省令第54号。以下「規則」という。)別表第3の様式によること。

(2) 履歴書

規則別表第4の様式によること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面脱帽上半身像のもの

を願書にはりつけること。

(注) 受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工指導課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 第1種販売主任者試験 700円

イ 第2種販売主任者試験 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書受付期間

昭和42年7月26日から昭和42年8月3日まで

6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】